

議案第44号「杉戸町生涯学習センター条例の一部を改正する条例」への賛成討論

議席番号4番、久松祐樹です。議長より発言の許可がございましたので、議案第44号「杉戸町生涯学習センター条例の一部を改正する条例」に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

本議案は「カルスタすぎと」に指定管理者制度を導入するための条例改正です。「カルスタすぎと」への指定管理者制度の導入にあたり、杉戸町生涯学習センター条例だけでなく、杉戸町立図書館条例（以下、図書館条例）の改正も必要ではないかという質疑もありましたが、私は、杉戸町生涯学習センター条例と図書館条例の間に矛盾する規定がなければ、図書館条例の改正は必要なく、例規上、特に問題ないと考えております。杉戸町生涯学習センターにある図書館は、両方の条例に規制されます。図書館法に基づく図書館条例に規制される図書館と、社会基本法に基づく学習センターに基づくセンターの一施設という枠組みであり、教育厚生常任委員会でのご答弁より、両条例に矛盾する規定がないということです。特に問題ないと認識しております。

次に、「カルスタすぎと」への指定管理者制度を導入の要因として、生涯学習センターが有する多機能な施設や設備が十分に活用できておらず、さらに近年は利用率も減少傾向であることを踏まえ、企画の充実や施設・設備の積極的な活用を通じて、サービスの向上を図るとしてあります。一方で、委託料の削減によるサービスの低下を懸念する声もお聞きしております。たとえば、図書館における受付の無人化や人員の削減などといった施策が過度に進めば、図書館本来の目的や来訪者の利用満足度などが損なわれるおそれは否定できません。「カルスタすぎと」の運営目的や理念を明確に設定し、スタッフが「仕事への熱意や誇り」を持って業務にあたれるよう、適切な労働環境に配慮することはとても大切であり、スタッフが「仕事への熱意や誇り」を持てる環境の整備や来訪者が「また来たい」と思える空間の創出は極めて重要です。運営目的・サービス成果・財政効率のバランスを踏まえ、適正な委託料を検討していただきたいと要望させていただきます。

「経費削減」に偏ることなく、「カルスタすぎと」を地域の学びと交流の拠点として維持・発展させることを基本に、より一層の地域住民との協働を目指していただきたいと考えております。地域住民との協働という点で、指定管理者の業務遂行状況については、生涯学習審議会と図書館協議会で定期的に検証を行い、さらなるサービス向上を図るための協議を重ねていただきたいこと、西公民館の分館化については、図書館協議会に諮問し、費用対効果を大切に、今後とも協議を重ねていただきたいことを要望させていただきます。

最後に、私は「カルスタすぎと」が、地域住民がより豊かな人生を送るための一助となる、とても重要な場所であると考えております。より豊かな人生を送る地域住民が増えることは、町全体の発展にもつながると思います。そのためには、「カルスタすぎと」をどのような場所にしていきたいのか、「カルスタすぎと」をまちづくりのどこに位置付けるかが重要であり、そういった意味でも、委託先との運営目的や理念の共有も不可欠です。「カルスタすぎと」が活性化するだけでなく、「カルスタすぎと」を通して、町全体の活性化にも力を貸してくださる民間活力の導入を要望させていただきます。地域住民の知的活動と地域交流の場として「カルスタすぎと」が生まれ変わっていきますことを強く要望し、賛成討論とさせていただきます。